

滋賀県事業者の協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正前	改正後
令和6年度滋賀県事業者の協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金交付要綱 第1条から第2条 （略） （補助金の対象等） 第3条 補助の対象とする事業は、別表に掲げる事業のうち、知事が適当と認める事業（以下「補助対象事業」という。）とする。 2 補助の対象者は、小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）とする。 <u>なお、事業者グループは、障害福祉サービスや児童福祉サービス等の介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が含まれる場合も対象として差し支えない。ただし、介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）を運営する法人が代表者として申請するものとする。</u> （補助金の算定方法） 第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、	令和7年度滋賀県事業者の協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金交付要綱 第1条から第2条 （略） （補助金の対象等） 第3条 補助の対象とする事業は、別表に掲げる事業のうち、知事が適当と認める事業（以下「補助対象事業」という。）とする。 2 補助の対象者は、小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）とする。 <u>申請を行う事業者グループの代表者は介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所のほか、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。</u> （補助金の算定方法） 第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、

算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第 1 欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 2 欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。 (2) (1)により算出額と、第 3 欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を交付額とする。			算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第 1 欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 2 欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。 (2) (1)により算出額と、第 3 欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を交付額とする。		
1 対象経費	2 補助率	3 基準額	1 対象経費	2 補助率	3 基準額
補助対象事業の実施に要する次の経費 (報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く)、負担金、補助金及び交付金)	4/5	事業者グループを構成する法人数 1 につき 120 万円とし、1 事業者グループあたり最大 320 万円を上限とする。	補助対象事業の実施に要する次の経費 (報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く)、負担金、補助金及び交付金)	4/5	事業者グループを構成する法人数 1 につき 120 万円 <u>(訪問介護事業所を運営する法人の場合、30 万円を加算する。)</u>とし、1 事業者グループあたり最大 320 万円を上限とする。
第 5 条から第 8 条 (略) (実績報告) 第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、様式第 3 号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後 1 ヶ月(事業の中止			第 5 条から第 8 条 (略) (実績報告) 第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、様式第 3 号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後 1 ヶ月(事業の中止		

または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月)または事業完了の日が属する年度の<u>2</u>月<u>28</u>日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 第10条から第14条 (略) (附 則) この要綱は、令和<u>6</u>年<u>11</u>月<u>8</u>日から施行し、令和<u>6</u>年度分の補助金に適用する。 別表 補助対象事業 1 (略) 2 事業内容 事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する、以下(1)～(<u>10</u>)に掲げる取組を行うものとする。 (1) 人材募集や一括採用、<u>職場の魅力発信</u>に係る取組 (新規) (新規)	または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月)または事業完了の日が属する年度の<u>3</u>月<u>31</u>日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 第10条から第14条 (略) (附 則) この要綱は、令和<u>7</u>年<u>6</u>月<u>18</u>日から施行し、令和<u>7</u>年度分の補助金に適用する。 別表 補助対象事業 1 (略) 2 事業内容 事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する、以下(1)～(<u>11</u>)に掲げる取組を行うものとする。 (1) <u>合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信</u>に係る取組 (2) <u>共同送迎の実施に向けた調査等に係る取組</u> (3) <u>共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着</u>
--	---

(2) 合同研修の実施等人材育成に係る取組 (3) <u>福利厚生</u>の充実や職場環境改善等による従業員の職場定着に係る取組 (4) 人事管理等のシステムや給与制度等の共通化に係る取組 (5) 事務<u>処理部門</u>の集約・外部化に係る取組 (6) 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に係る取組 (7) 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に係る取組（通信費は対象外とする） (8) 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に係る取組（事業所車輛の購入費は対象外とする） (9) 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に係る取組 (10) その他本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組	<u>や職場の魅力向上に資する取組</u> (4) 合同研修<u>や人事交流</u>の実施等、<u>共同での</u>人材育成に係る取組（削除） (5) 人事管理<u>や給与制度、福利厚生</u>等のシステム・<u>制度の共通化</u>に係る取組 (6) <u>加算の取得事務を含む業務</u>の集約・<u>共同での</u>外部化に係る取組 (7) 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に係る取組 (8) 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に係る取組（通信費は対象外とする） (9) 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に係る取組（事業所車輛の購入費は対象外とする） (10) 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に係る取組 (11) その他本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組
--	--